

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する
省令（案）（概要）

令和6年12月
環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室
経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ環境経済室

1. 改正の背景

- 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号。以下「令」という。）第7条の規定に基づき、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号。以下「算定省令」という。）に定めるところにより、特定事業者の事業活動により排出した温室効果ガス排出量の算定方法を規定している。
- 令和6年6月の「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」※における基礎排出量の算定方法の議論を踏まえ、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案（令和6年1月公布予定。）により、回収した二酸化炭素を合成メタン等のカーボンリサイクル燃料の製造に利用する場合における基礎排出量の算定方法が変更されるところ（政令案の概要については、令和6年12月6日に報道発表）。
- 今般、上記を踏まえ、算定省令について、所要の改正を行う。
※ 「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」
<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/study>

2. 改正案の概要

- 基礎排出量の算定において回収され、及び適正に処理された二酸化炭素の量を控除する方法は、二酸化炭素の排出量から回収され、及び適正に処理された二酸化炭素の量を控除する方法とする。ただし、回収され、及び適正に処理された二酸化炭素の量をガス事業者別係数に反映するためにガス事業者に移転した場合にあっては、当該ガス事業者との間の取決めに基づき、当該量のうち当該ガス事業者に移転していない量を令第7条第1項第1号イ(1)及び(2)並びに第2号並びに同条第2項の規定により得られる二酸化炭素の量から控除する方法とする。【第10条関係（新設）】
- 条ずれその他所要の改正を行う。【第2条第3項及び第11条関係】

3. 根拠条項

改正後の令第7条第1項第1号及び第3項

4. 今後の予定

- 公布日：令和7年2月（予定）
- 施行期日：令和7年4月1日（予定）

以上